

## 東京都職員（地域医療支援ドクター）派遣要領

平成21年2月20日付20福保医救第859号  
一部改正 平成25年3月29日付24福保医救第1565号  
一部改正 平成26年3月24日付25福保医人第2092号  
一部改正 令和5年7月1日付5福保医人第840号

### （派遣の申請）

- 1 市町村長は、職員の派遣を求める場合、別記第1号様式の文例により、知事に職員の派遣を求めるものとする。

### （派遣の必要性の認定）

- 2 知事は、職員派遣の申請があった場合、その理由を検討し、速やかに派遣の必要性の有無を認定するものとする。

### （派遣職員の候補者の人選）

- 3 派遣職員の人選は、保健医療局長が行うものとする。

### （派遣職員の人選基準）

- 4 派遣職員は、保健医療局医療政策部医療人材課に所属する東京都地域医療支援ドクター一事業の支援医師の中から選ぶものとする。

### （派遣の決定）

- 5 知事は、派遣の必要性があると判断した場合、別記第2号様式の文例により、派遣先市町村長に派遣の決定及び3で選定した職員を通知するものとする。

### （派遣協定の締結）

- 6 知事は、派遣協定を締結する場合、派遣先市町村長と派遣に関する協議を行い、別記第3号様式の文例により、派遣協定を締結する。派遣協定書の作成は、当該市町村が行う。ただし、管理職候補者の派遣協定書の作成は、東京都が行う。

### （派遣協定の内容の変更）

- 7 派遣協定の内容の変更が必要となった場合、知事と派遣先市町村長との協議に基づき、別記第4号様式の文例により、派遣協定の内容を変更することができるものとする。

### （派遣先市町村における職位）

- 8 派遣職員の派遣先市町村における職位は、原則として、東京都における職位と同等なもの又は準ずるものとする。

(派遣職員の給与)

- 9 派遣職員が派遣先市町村において支給を受ける給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末勤勉手当等の合計額。東京都において管理職手当の支給を受けている場合には、その額を加えた額とする。）は、派遣職員が東京都に勤務しているものと仮定し、東京都から支給されるべきそれらの額の合計額を基準として決定するものとする。

派遣職員の当該市町村における給料の定期昇給時期は、東京都に勤務しているものと仮定し、東京都において決定される時期を基準として決定するものとする。

月の途中で派遣が開始又は中断する際のその月の派遣職員の給与は、日割計算により東京都と当該市町村がそれぞれ支給するものとする。

(派遣職員の共済制度)

- 10 派遣職員が加入する派遣先市町村の共済制度は、東京都市町村職員共済組合とする。

(派遣職員の互助制度)

- 11 派遣職員が加入する東京都の互助制度は、一般財団法人東京都人材支援事業団とする。

(事務処理)

- 12 職員の派遣に関する事務は、保健医療局医療政策部において処理する。

附 則

この要領は、平成21年2月20日から施行する。

(平成21年2月20日付20福保医救第859号、局長決定)

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。